

【機密性 2】

20210330\_部整技管\_通知\_1 年

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 3 0 日

本局各部各課(室)長 殿  
各事務所(管理所)長 殿

企画部  
総括技術検査官

### 書類限定型工事検査の実施について

工事の検査時（完成・中間）においては、技術検査官による電子検査を主として実施しているところである。監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により検査の効率化を図るため、「書類限定検査実施要領（案）」に基づき検査時における確認書類を限定した試行を原則全工事に実施してきました。

試行の結果、作業軽減や検査時間の短縮等効果が確認されたため、本格運用することとしましたので、別紙に基づき実施をお願いいたします。

### 【問合せ窓口】

企画部技術管理課  
工事検査官 奥村  
検査担当係長 松尾

## 書類限定型工事検査 実施要領

## 1. 目的

「書類限定型工事検査」は、検査時に必要な書類を限定することにより、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るものである。

## 2. 対象工事

現在契約中の工事で協議が整うもの及び今後契約する工事の検査から実施するものとする。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外

※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

## 3. 内容

## (1) 技術検査

技術検査官は、検査時に下記の8種類に限定して資料検査を行う

- ① 契約関係書類
- ② 施工計画書
- ③ 受注者発議の工事打合せ簿（協議、承諾、提出、報告）
- ④ 出来形管理資料（段階確認、立会を含む）
- ⑤ 品質管理資料
- ⑥ 材料品質証明資料
- ⑦ 品質証明資料
- ⑧ 工事写真

※上記資料は、検査用に作成するのではなく、既存資料を活用するものとする。

※技術評価に当たっては、技術検査官は「施工プロセス」のチェックリスト(案)を活用するものとする。

※受注者が自主的に任意で作成した工事PR資料等の説明は拒むものではない。

## (2) 課題報告

課題については、速やかに受発注者ともに企画部 技術管理課 検査係に報告するものとする。

## 4. 実施方法

- ①既契約工事においては、工事打合せ簿(指示)により、受注者に指示するものとし、今後発注する工事においては、追加特記仕様書に明記する
- ②特別な場合がある場合は、検査通知時に上記8種類以外の追加書類を合わせて受注者に通知する。

【工事打合せ簿・追加特記仕様書（指示）記載例】

1. 本工事を「書類限定型工事検査」とする。

書類限定型検査とは、検査時に下記8種類に限定して資料検査を行うものである。

- ① 契約関係書類
- ② 施工計画書
- ③ 受注者発議の工事打合せ簿（協議、承諾、提出、報告）
- ④ 出来形管理資料(段階確認. 立会を含む)
- ⑤ 品質管理資料
- ⑥ 材料品質証明資料
- ⑦ 品質証明資料
- ⑧ 工 事 写 真

2. 実施状況や改善点を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

なお、書類限定型工事検査の対象工事については、平成28年度6月17日付け「検査時における工事関係書類の一部重複確認廃止の試行について」を適用しないものとする。